



発行 東京都

目次

告示

- 土地区画整理組合の設立認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課) ……
- 建築基準法による道路の指定……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……
- 家畜伝染病の発生……………(産業労働局農林水産部食料安全課) ……
- ……………(産業労働局農林水産部食料安全課) ……
- 優良映画等の推奨……………
- ……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課) ……
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課) ……
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(下水道局) ……

告示

● 東京都告示第八百六十四号
 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十四条第一項の規定に基づき小山片所土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次

のとおり告示する。

平成二十七年五月十九日

東京都知事 舛添 要一

一 組合の名称

小山片所土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十七年五月十九日から平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

町田市小山町字二十一号の一部

四 事務所の所在地

町田市小山町千七百七十六番地

五 設立認可の年月日

平成二十七年五月十九日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所及び町田市役所の掲示場に掲示する。

● 東京都告示第八百六十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年五月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成二十七年四月六日	狛江市岩戸北一丁目千百六十六番一、同番二十二から同番二十五まで、千百六十七番五、同番九、同番十一、同番十九、同番二十、同番二十二から同番二十四まで、千百九十六番一、同番十九、千百九十八番七、同番十三、同番四十四、同番四十五及び岩戸北二丁目千百六十六番二の各一部、千百六十七番四、千二百二十九番一の一部、同番一地先、同番六及び同番七の一部	延長 二八七・六八幅員 一六・〇〇
----------------------	------------	--	-------------------

● 東京都告示第八百六十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年五月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

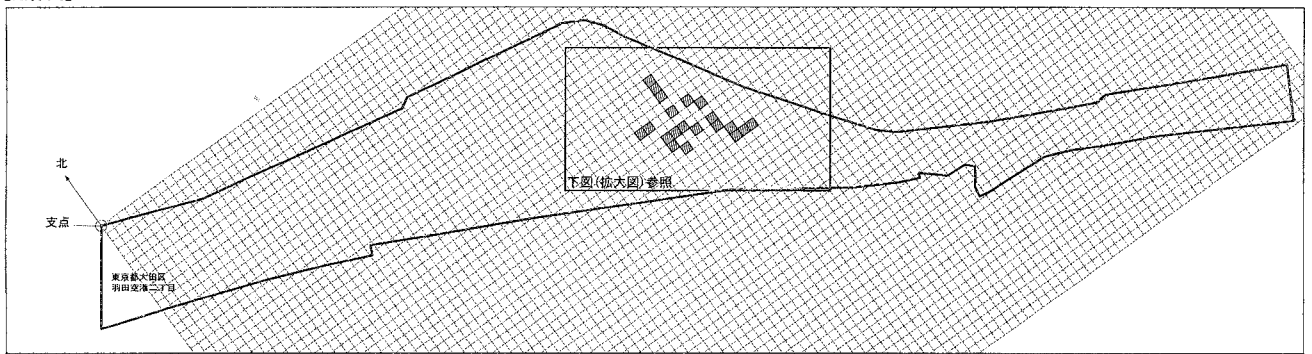
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空
港二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化
合物並びにふっ素及びその化合物

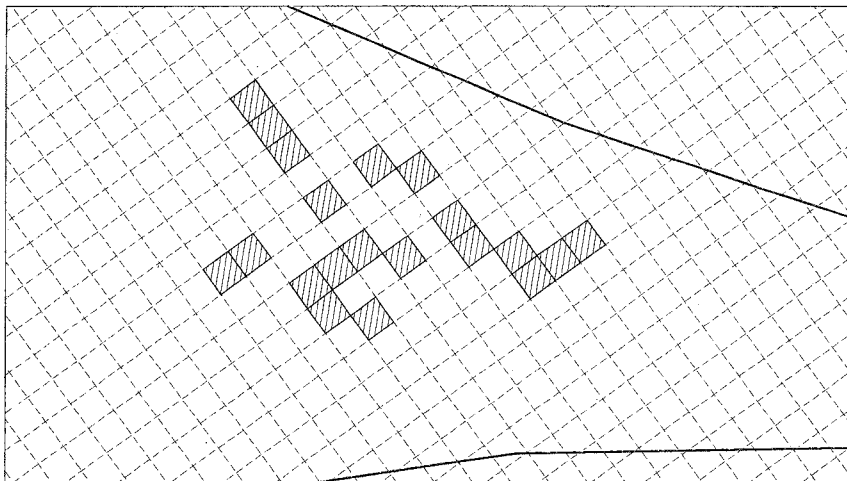
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図

【全体図】



【拡大図】



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、東京都大田区羽田空港二丁目地内の「羽田空港跡地まちづくり推進計画」に基づく第2ゾーン内の施設整備における事業対象地の最北端とする。(X=-50345.804 Y=-6725.430)

【格子の回転角度(0度0分0秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百六十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項に基づく届出があつたので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年五月十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 家畜伝染病の種類

腐蛆病

二 家畜の種類

蜜蜂

三 発生群数

三群

四 発生場所

調布市飛田給

五 発生年月日

平成二十七年五月七日

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十一号）第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

平成二十七年五月十九日

東京都知事 外 添 要 一

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

四二六 映画 愛を積むひ 「愛を積む 青少年を健全

と

ひと」製作 に育成する上
委員会 で有益である
と認める。

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年五月十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年四月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Happy Sweet Mus eum

三 代表者の氏名

関 麻里

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区深沢六丁目九番九一―一三三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、障がい者による芸術を国内外で広め、障がい者の社会参加と、非障がい者の障がい者への理解を深めることに努めることで、人々の多様性を広く受け入れる住みやすい社会づくりに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十七年四月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ミンダナオ振興会

三 代表者の氏名

森田 徳

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西早稲田二丁目四番二十六号 エジプト

五 定款に記載された目的

この法人は、フィリピンのミンダナオ島、南コトバト州を中心とした同島南部地域で未だに供養もされずに眠り続けている太平洋戦争の戦没軍人の遺骨や遺品を、ご遺族をはじめ関係する人々へ返還するための調査と収集を行い、慰霊のための活動をする。それと同時に同島の自然を守りつつ、それらを活かした地域振興をすることにより、日本とフィリピン両国民の良好な関係を築いて行く事で恒久平和に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十七年四月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人パコモ

三 代表者の氏名

五十嵐 みほ

四 主たる事務所の所在地

東京都日野市百草九百九十九番地 百草団地一三六一

五〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、「創造性を育むプログラム」の開発・提供・実施、それを基盤とした学童保育の運営を行い、子どもたちが安心して有意義な放課後を過ごせる場を作り出すことを図るとともに、親、学校、地域社会の連携による新しい地域教育モデルづくりと、それに基づく子育て事業とその啓発、並びに学習の機会に恵まれない状況に置かれた人たちに對する学習支援事業を行い、地域の子育て環境及び学習環境の向上、またこれによる地域交流の活性化及び住みよいまちづくりに寄与すると同時に、これを全国に発信し広めていくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本ゆかた文化協会

三 代表者の氏名

伴 智之

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区一番町四番地 一番町ハイム三階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、日本の伝統文化であるゆかたの振興普及に努め、カジュアルな和の衣料としてのゆかたの特異性を世界に発信し、ゆかたを正しく着用することによって得られるゆかたにしかない魅力を推進・伝承させ、多文化・異文化を尊重しながら

親善関係を深め、地域の活性化を促進するとともに、ひいては世界平和の維持推進にも貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ネクストステージ・プロジェクト

三 代表者の氏名

丸山 朋子

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区西池袋一丁目十六番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、演奏の場を求める若い音楽家及び音大生へ演奏の機会を提供すると同時に、生演奏を聴く機会のない人々に対して生演奏の魅力を伝え、両者をつなげることで、音楽の普及を目指す。また、音楽に係るイベントの企画・運営及び小中高生に對してのレッスンをを行うことで若い音楽家に経験の場を与えるとともに、後進の育成を行い、音楽業界の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成二十七年五月十九日

東京都下水道局長 松田芳和

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五二五七	株式会社 Water Works	田中 栄二	足立区関原二丁目十二番十七号
五二五八	ケイ・ブラミン	鈴木 啓之	杉並区上井草一丁目二十一番八号
五二五九	株式会社アシスト	木村 浩次	昭島市中神町千百六十二番地十
五二六〇	有限会社ユウクリエイト	加藤 雄吾	世田谷区弦巻五丁目二十二番十八号
五二六一	有限会社ジェイス	中沢功一郎	世田谷区千歳台一丁目十二番十三号 二〇七
五二六二	株式会社オプシン	太田 浩治	渋谷区神泉町十一番九号 ワインアパートメント二〇二
五二六三	三平産業株式会社	三平 友則	杉並区下井草五丁目十一番十三号 マルシン井萩ビル三階
五二六四	兼本工業株式会社	兼本 喜憲	葛飾区青戸二丁目六番十号
五二六五	渡部設備株式会社	渡部 恭央	足立区鹿浜八丁目一番十四号
五二六六	小久保設備商会	小久保幸雄	葛飾区東四つ木二丁目二十三番十三号
五二六七	宇田庄園花畑営業所	宇田川政男	足立区花畑三丁目十五番九号 一〇二号室

二
指定年月日
平成二十七年五月十四日

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002